

指定公金事務取扱者の告示について

地方公営企業法（法昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 で準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「令和 8・9・10 年度市立札幌病院患者一部負担未収金収納業務」の指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同法同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

札幌市病院事業管理者 西川 秀司

- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者の名称、住所又は所在地
弁護士法人ブレインハート法律事務所
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 新国際ビル 4 階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金の内容
市立札幌病院における患者一部負担金（未収金）
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 31 日
- 4 委託をした日
令和 8 年 3 月 26 日